

官報

号外
国会会議録

令和六年十二月二十四日

○第二百十六回国 衆議院会議録 第十号(一)

令和六年十二月二十四日(火曜日)

午後一時二分開議

令和六年十二月二十四日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会外六特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会外六特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申出があります。

(閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載)

○議長(額賀福志郎君) 各委員会から申出のあった案件中、まず、内閣委員会から申出のサイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案及び我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案は、同委員会において閉会中審査

をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(額賀福志郎君) 諸君、第二百十六回国会は本日をもって終了いたします。

諸君は、当面する内外の重要問題について、終始、熱心な審議を重ねられました。ここに、その御労苦に対し、深く敬意を表します。

これから多忙な年末年始を迎えますが、諸君におかれましては、健康に留意され、一層御活躍あらんことを願ってやみません。

○議長(額賀福志郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

一、サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一八号)

二、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、衆法第二四号)

三、内閣の重要政策に関する件

四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

五、栄典及び公式制度に関する件

六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

七、国民生活の安定及び向上に関する件

八、警察に関する件

総務委員会

一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

二、地方自治及び地方税財政に関する件

三、情報通信及び電波に関する件

四、郵政事業に関する件

五、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び検察行政に関する件

三、国内治安に関する件

四、人権擁護に関する件

令和六年十二月二十四日 衆議院会議録第十号(一) 各委員会閉会中審査申出案件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第一号)
- 二、揮発油価格高騰時における揮発油税等税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三号)
- 三、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四号)
- 四、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一七号)
- 五、財政に関する件
- 六、税制に関する件
- 七、関税に関する件
- 八、外国為替に関する件
- 九、国有財産に関する件
- 一〇、たばこ事業及び塩事業に関する件
- 一一、印刷事業に関する件
- 一二、造幣事業に関する件
- 一三、金融に関する件
- 一四、証券取引に関する件

文部科学委員会

- 一、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、衆法第二五号)
- 二、文部科学行政の基本施策に関する件
- 三、生涯学習に関する件
- 四、学校教育に関する件
- 五、科学技術及び学術の振興に関する件
- 六、科学技術の研究開発に関する件
- 七、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

- 一、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十五回国会衆法第二号)
- 二、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、衆法第一九号)
- 三、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外八名提出、衆法第二三三号)
- 四、厚生労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

- 一、農林水産関係の基本施策に関する件
- 二、食料の安定供給に関する件
- 三、農林水産業の発展に関する件
- 四、農林漁業者の福祉に関する件
- 五、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

- 一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギーに電気に係る賦課金の請求が行われないうようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、衆法第五号)
- 二、経済産業の基本施策に関する件
- 三、資源エネルギーに関する件
- 四、特許に関する件
- 五、中小企業に関する件
- 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 七、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会

- 一、国土交通行政の基本施策に関する件
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する件
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する件
- 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する件
- 六、北海道開発に関する件
- 七、気象及び海上保安に関する件

環境委員会

- 一、環境の基本施策に関する件
- 二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
- 三、循環型社会の形成に関する件
- 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
- 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
- 六、原子力の規制に関する件
- 七、公害紛争の処理に関する件

安全保障委員会

- 一、国の安全保障に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算行政監視委員会
- 一、令和五年度一般会計歳入歳出決算 令和五年度特別会計歳入歳出決算 令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
- 令和五年度政府関係機関決算書
- 二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 四、令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 五、令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 六、令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 七、令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)
- 八、歳入歳出の実況に関する件
- 九、国有財産の増減及び現況に関する件
- 一〇、政府関係機関の経理に関する件

一、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

二、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一三、行政監視に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会

一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、衆法第二二号)

二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件

政治改革に関する特別委員会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、衆法第九号)

二、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外九名提出、衆法第一〇号)

三、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、衆法第一二二号)

四、政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、衆法第一三三号)

五、政治改革に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、衆法第二二二号)

二、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

原子力問題調査特別委員会

一、原子力問題に関する件

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(森田俊和君外十二名提出、第二十五回国会衆法第一号)

二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

○議長長の報告

(議決通知)

一、去る二十日、本院は、国会の会期を十二月二十二日から二十四日まで三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十日、関口参議院議長から額賀議長宛て、参議院は国会の会期を十二月二十四日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る二十日、小林参議院事務総長から築山事務総長宛て、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員福岡資麿君、同小西洋之君及び同予備員中田宏君、同塩田博昭君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

松村 祥史君 青木 愛君

同 予備員

第一順位 柘植 芳文君

第三順位 安江 伸夫君

一、去る二十日、小林参議院事務総長から築山事務総長宛て、参議院は裁判官訴追委員牧野たかお君及び同予備員高木かおり君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、木戸口英司君を第二順位とし、第二順位の里見隆治君を第三順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

古川 俊治君

同 予備員

木戸口英司君

(報告書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。

一、今二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

(理事補欠選任)

一、今二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

国家基本政策委員会

理事 丹羽 秀樹君(理事佐藤勉君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 岩谷 良平君(理事藤田文武君去る六月委員辞任につきその補欠)

決算行政監視委員会

理事 工藤 彰三君(理事鈴木隼人君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 田中 良生君(理事山下貴司君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、今二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

山際大志郎君 松本 尚君

松本 尚君 山際大志郎君

総務委員

辞任 補欠

杉本 和巳君 伊東 信久君

中川 康洋君 平林 晃君

伊東 信久君 杉本 和巳君

平林 晃君 中川 康洋君

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る二十日、小林参議院事務総長から築山事務総長宛て、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員福岡資麿君、同小西洋之君及び同予備員中田宏君、同塩田博昭君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

松村 祥史君 青木 愛君

同 予備員

第一順位 柘植 芳文君

第三順位 安江 伸夫君

一、去る二十日、小林参議院事務総長から築山事務総長宛て、参議院は裁判官訴追委員牧野たかお君及び同予備員高木かおり君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、木戸口英司君を第二順位とし、第二順位の里見隆治君を第三順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

古川 俊治君

同 予備員

木戸口英司君

(報告書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。

<p>法務委員 辞任 河野 太郎君 向山 淳君 補欠 向山 淳君 河野 太郎君</p>	<p>外務委員 辞任 松島みどり君 茂木 敏充君 石橋林太郎君 土屋 品子君 補欠 土屋 品子君 石橋林太郎君 茂木 敏充君 松島みどり君</p>	<p>財務金融委員 辞任 古川 禎久君 鬼木 誠君 補欠 鬼木 誠君 古川 禎久君</p>	<p>文部科学委員 辞任 鈴木 貴子君 萩生田光一君 大空 幸星君 塩崎 彰久君 補欠 大空 幸星君 塩崎 彰久君 鈴木 貴子君 萩生田光一君</p>	<p>厚生労働委員 辞任 長谷川淳二君 深澤 陽一君 加藤 竜祥君 栗原 涉君 補欠 加藤 竜祥君 栗原 涉君 長谷川淳二君 深澤 陽一君</p>	<p>農林水産委員 辞任 田野瀬太道君 長谷川淳二君 大西 洋平君 尾崎 正直君 補欠 大西 洋平君 尾崎 正直君 田野瀬太道君 長谷川淳二君</p>	<p>経済産業委員 辞任 落合 貴之君 鈴木 庸介君 補欠 鈴木 庸介君 落合 貴之君</p>	<p>国土交通委員 辞任 松田 功君 谷田川 元君 中川 康洋君 波多野 翼君 山 登志浩君 西園 勝秀君 補欠 山 登志浩君 波多野 翼君 西園 勝秀君 谷田川 元君 松田 功君 中川 康洋君</p>	<p>環境委員 辞任 佐々木 紀君 宮内 秀樹君 山際大志郎君 小池 正昭君 西田 昭二君 向山 淳君 補欠 西田 昭二君 小池 正昭君 向山 淳君 宮内 秀樹君 山際大志郎君 佐々木 紀君</p>	<p>安全保障委員 辞任 黄川田仁志君 中曾根康隆君 根本 拓君 松本 尚君 補欠 松本 尚君 根本 拓君 中曾根康隆君 黄川田仁志君</p>	<p>国家基本政策委員 辞任 木原 誠二君 坂本 哲志君 菅 義偉君 補欠 西野 太亮君 高木 啓君 加藤 鮎子君</p>	<p>森山 裕君 笠 浩史君 加藤 鮎子君 塩崎 彰久君 高木 啓君 西野 太亮君 森田 俊和君 菅 義偉君 森山 裕君 坂本 哲志君 木原 誠二君 笠 浩史君 福田 淳太君 黒岩 宇洋君 福田 淳太君 黒岩 宇洋君 津島 淳君 古川 禎久君 谷田川 元君 根本 幸典君 根本 幸典君 山本 大地君 津島 淳君 波多野 翼君 谷田川 元君 古川 禎久君 津島 淳君 波多野 翼君 谷田川 元君</p>	<p>北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 小泉進次郎君 西村 康稔君 原口 一博君 濱地 雅一君 栗原 涉君 塩崎 彰久君 柴田 勝之君 福重 隆浩君 福重 隆浩君 濱地 雅一君 補欠 塩崎 彰久君 栗原 涉君 柴田 勝之君 福重 隆浩君 西村 康稔君 小泉進次郎君 原口 一博君 濱地 雅一君</p>	<p>一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員 辞任 梶山 弘志君 根本 幸典君 梅谷 守君 佐々木 紀君 平井 卓也君 藤岡たかお君 補欠 平井 卓也君 佐々木 紀君 藤岡たかお君 根本 幸典君 梶山 弘志君 梅谷 守君</p>	<p>一、今二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員 辞任 小森 卓郎君 吉田 真次君 政治改革に関する特別委員 辞任 松本 剛明君 中西 健治君 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 小泉進次郎君 森下 千里君 補欠 吉田 真次君 小森 卓郎君 中西 健治君 松本 剛明君 森下 千里君 小泉進次郎君</p>
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	--

消費者問題に関する特別委員

補欠

- 上野賢一郎君 田畑 裕明君
- 加藤 鮎子君 小林 茂樹君
- 野田 聖子君 川崎ひとと君
- 川崎ひとと君 野田 聖子君
- 小林 茂樹君 加藤 鮎子君
- 田畑 裕明君 上野賢一郎君

補欠

- 長谷川淳二君 加藤 竜祥君
- 加藤 竜祥君 長谷川淳二君

補欠

- 遠藤 利明君 丹羽 秀樹君
- 萩生田光一君 小森 卓郎君
- 小森 卓郎君 萩生田光一君
- 丹羽 秀樹君 遠藤 利明君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、今二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

補欠

- 古川 禎久君 福田かおる君
- 松本 剛明君 尾崎 正直君
- 谷田川 元君 松下 玲子君
- 尾崎 正直君 松本 剛明君
- 福田かおる君 古川 禎久君
- 松下 玲子君 谷田川 元君

(議案提出)

一、去る二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外八名提出)

一、昨二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出)

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出)
学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出)
(議案付託)

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一八号)

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、衆法第二四号)

以上二件 内閣委員会 付託

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 総務委員会 付託
賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第一号)

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三号)

一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四号)

財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一七号)

以上四件 財務金融委員会 付託
学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、衆法第二五号)

文部科学委員会 付託
育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、衆法第一九号)

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外八名提出、衆法第二三三号)

以上二件 厚生労働委員会 付託
電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、衆法第五号)

経済産業委員会 付託
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)

令和五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)

令和五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)

令和五年度一般会計歳入歳出決算
令和五年度特別会計歳入歳出決算
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
令和五年度政府関係機関決算書

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
決算行政監視委員会 付託
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、衆法第二二二号)

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 付託
消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、衆法第二一号) 消費者問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出)

一、昨二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外八名提出)

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出)

学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄君提出医薬品濫用防止対策と六年制薬学部存立の意義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生君提出北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生君提出拉致問題を考える国民の集い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出在留資格更新申請の長期化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出拉致問題解決のための国際空港における情報発信に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出国際競技ルール改定への日本の関与不足と発言力強化に関する質問に対する答弁書

令和六年十二月十一日提出 質問 第四九号

医薬品濫用防止対策と六年制薬学部の存立の意義に関する質問主意書

提出者 福田 玄

医薬品濫用防止対策と六年制薬学部の存立の意義に関する質問主意書

「咳止め薬や「風邪薬」の一部について販売個数の制限がされていると聞く。医薬品濫用防止は重要な政策課題であり、この措置自体について批判をするものではないが、市井における運用実態について薬剤師の臨床判断能力や販売区分などを鑑みるに、いささか乱暴な運用とみゆる例が散見された。具体的には、一部のチェーン・ドラッグストアなどで生活者の状況などを鑑みることなく、一律に販売個数を制限する事例を確認したので、薬学部六年制年限延長及び第二類医薬品という販売区分の整合性という観点から以下質問するものである。あまつさえ、令和六年七月に政府が創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議(以下、創薬力構想会議)の中間とりまとめを踏まえた政策目標の一つとして、薬学部・薬系大学院修了者のうち、創薬関連の仕事・研究等に就く人材の更なる増加を成果指標に打ち出したこともあり、六年制薬学部のカリキュラムが臨床薬学から基礎薬学に回帰するのではないかと驚きをもって受け止められている昨今の状況にあって、薬学部卒業生の多くが就職するであろうチェーン・ドラッグストアにおいて、薬学部において培われたと考えられる臨床判断能力という専門性を無視した運用がされていることには憤りすら感じざるを得ず、以下、政府においては、現在、薬学部にて学業に専念する薬学生とその父兄への配慮を含めた答弁をするよう強く求めるものである。

一 濫用のおそれのある医薬品の規制については、厚生労働省が厚生労働省告示にて、具体的な成分(以下、当該成分)を示し、適正な使用のために必要と認められる数量、具体的には、一人一包装単位に販売を制限している。しかし、いわゆる医薬品医療機器等法施行規則によれば、適正な使用のために必要と認められる数量を超える数量を求められた場合には、薬剤師及び登録販売者がその理由を確認した上で販売することを禁止してはいないとみゆる。たとえば、海外在住者、長期海外出張者や離島居住者などが、備蓄等を理由にして購入したいなど必要に迫られて購入した場合なども、令和五年二月八日に発出された薬生発〇二〇八第一号通知の示す「一人一包装単位」での販売しか認めないのか政府の見解を明らかにされたい。

二 少なくとも専門教育を受けている薬剤師については、右に示したような特殊な事例などを含む適正な使用のために必要と認められる数量なども判断できるものと考え、何故に一律に一人一包装単位などと丁寧な基準を定むのか理解しかねるものである。政府は、平成十四年九月二十四日文科科学省に設置された「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の最終報告(平成十六年二月十二日)以下、先の最終報告において薬剤師養成課程である薬学部を六年に延長する理由として、「医療技術や医薬品の創製・使用における科学技術の進歩、医薬分業の進展など、薬学をめぐる状況が大きく変化してきている中、薬剤師を目指す学生には、基礎的な知識・技術はもとより、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての教養、課題発見能力・問題解決能力、現場で通用する実践力を身につけることが求められている」と、「このため、各大学において教養教育を充実しつつ、モデル・コアカリキュラムに基づく教育を進めるとともに、特に臨床の現場において相当期間の実務実習を行うなど、実学としての医療薬学を十分に学ばせる必要がある」と、「各大学がモデル・コアカリキュラムに基づく教育に加えて、それぞれの個性・特色に応じたカリキュラムを編成することも必要である」と、「こういつた様々な要請に 대응するには、薬学教育の現状の修業年限(四年間)は薬剤師養成には十分な期間とは言えず、今後は、六年間の教育が必要である」と述べている。つまり臨床の現場において通用する医療薬学を学んだ薬剤師を輩出できるような改革がなされたと承知する。このように臨床現場において専門職としての対応能力を訓練された薬剤師であっても、右の事例のような適正な販売個数について判断できないと政府が考えているのか明らかになりたい。また、できないのであれば、薬学部を六年制にした意味について国民が、政府の見解を明らかにされたい。

三 右の質問に対して六年制薬学部を卒業した薬剤師であっても「適正な販売個数について判断できない」と国が判断しているのであれば、高

額な学費を六年も支払わせる六年制をやめ、四年制に戻すことを検討してみたいかかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 当該成分が含有された医薬品の多くは第二類医薬品に分類され、登録販売者が販売できると理解している。つまり、第二類医薬品に分類されているゆえに、必ずしも薬剤師が販売に関与するとは限らない。このように販売時に必ずしも専門職たる薬剤師が関与しないゆえに、個数制限として一人一包装単位としたというのであれば、薬剤師のみが販売に関与することが決められた第一類医薬品に分類すればよいだけであると考える。しかし、政府が分類しているのは第二類医薬品であり、そもそも専門家の関与を強く求めている。もし医薬品濫用を真に問題とするのであれば、もとより第二類医薬品に区分すること自体が矛盾であると考える。そこで質問するが、政府は何故に濫用のおそれのある医薬品を高度な専門教育を受けた薬剤師が関与せず、あたら簡便に購入ができることが前提となる第二類医薬品に分類したのか明らかにされたい。併せて、第一類医薬品など薬剤師が管理することを前提とした医薬品に再分類することを何故に検討しないのかも明らかにされたい。

五 冒頭に述べた創薬力構想会議の中間とりまとめを踏まえた政策目標にある「薬学部・薬系大学院修了者のうち、創薬関連の仕事・研究等に就く人材の更なる増加」について政府の真意を問うが、此処に記載のある薬学部・薬系大学というのは、中央教育審議会の「薬学教育の改善・充実について(答申)」(平成十六年二月十八

日)にある「四年制学部・学科においては、基礎薬学を中心とした薬学の一般的な知識を修得させた上で、特に、知的集約産業である創薬分野における我が国の国際競争力の強化を図る」という観点から、薬学の研究者を目指す者に対しては、近年の学問の発達に対応し、生命薬学など薬学の基礎研究に関連するカリキュラムの充実が行われることが必要である」との文言を参考にするのであれば、四年制薬学部のことを指すと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

六 右の質問に関連し、よもや六年制薬学部のことを指すとは考えられないが、仮に六年制薬学部から薬学研究者を輩出することを目標としたとするのであれば、四年制薬学部の存続は無意味であったと政府は考えているのか明らかにされたい。

七 併せて、六年制薬学部の臨床教育の必要性と充実を謳った先の最終報告の文脈から鑑みて、薬学研究者を生み出すために、六年制薬学部のコアカリキュラムにいまさら創薬の基本となる基礎薬学を組み込むことは、あまつさえ学業に忙しい六年制薬学生にとって迷惑千万な話であると思われる。薬学部を六年制に年限延長したときの約束は、あくまでも臨床に長けた薬剤師の養成であったことを考えれば、六年制薬学部の卒業生をして薬学研究者に養成するといった政策目標は国民への裏切りにも通じる政策変更であり、政府にあっては国民にもわかりやすいように弁明をするべきものと考ええる。政府の真摯な説明を求める。

令和六年十二月二十四日 衆議院会議録第十号(一)

議長長の報告

内閣衆質二一六第四九号

令和六年十二月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員福田玄君提出医薬品濫用防止対策と六年制薬学部の存立の意義に関する質問に対する、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員福田玄君提出医薬品濫用防止対策と六年制薬学部の存立の意義に関する質問に対する答弁書

一について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の二に規定する濫用等のおそれのある医薬品以下「濫用等のおそれのある医薬品」という。については、同条等の規定、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」(平成二十六年三月十日付け薬食発〇三二〇第一号厚生労働省医薬食品局長通知)、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について(令和五年二月八日付け薬生発〇二〇八第一号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)等に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。第一条の四に規定する薬局開設者、法第二十七条に規定する店舗販売業者又は法第三十一条に規定する配置販売業者(以下「薬

局開設者等」という。)は、当該濫用等のおそれのある医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、原則とする「一人一包装単位」を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合について、薬局や店舗等において、薬剤師又は法第四条第五項第一号に規定する登録販売者に、その理由を確認させた上で、当該薬剤師又は登録販売者が、その理由を勘案し、適正な使用のために必要と認める場合には、その必要と認める数量に限り、販売し、又は授与することとしているところであり、お尋ねの「海外在住者、長期海外出張者や離島居住者などが、備蓄等を理由にして購入したいなど必要に迫られて購入したい場合」については、御指摘のように「一人一包装単位」での販売しか認めないものではない。

なお、厚生労働省においては、濫用等のおそれのある医薬品の販売の実態について、「医薬品販売制度実態把握調査」により把握に努めており、当該調査の結果を踏まえ、各地方公共団体、関係団体等と連携し、濫用等のおそれのある医薬品が適正に販売されるよう薬局開設者等に対して法令遵守の徹底を求めているところであり、引き続き、薬局開設者等において法令遵守の徹底が図られるよう必要な取組を進めてまいりたい。

二について
一 についてお答えしたとおりであり、お尋ねのように「薬剤師であっても、右の事例のような適正な販売個数について判断できないと政府が考えている」わけではない。

三について

一 一つについてお答えしたとおりであり、御指摘のように「六年制薬学部を卒業した薬剤師であっても適正な販売個数について判断できない」と国が判断しているわけではなく、お尋ねのように「六年制をやめ、四年制に戻すことを検討することは考えていない。」

四について

一つについてお答えしたとおり、御指摘のように「販売時に必ずしも専門職たる薬剤師が関与しないゆえに、個数制限として一人一包装単位とした」わけではなく、また、法第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品の区分については、法第三十六条の七第一項の規定により、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがあるか、さらに、その使用に關し特に注意が必要なものであるかを勘案して指定されるものであり、御指摘の「濫用のおそれ」を基準とした区分ではないことから、御指摘のように「濫用のおそれのある医薬品を高度な専門教育を受けた薬剤師が関与せず、あたら簡便に購入ができることが前提となる第二類医薬品に分類した」ものでもなく、これらのことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

五及び六について

お尋ねについては、御指摘の「四年制薬学部」又は「六年制薬学部」のいずれか一方「の」ことを指すわけではない。

七について
御指摘の「六年制薬学部」においては従前から、「基礎薬学」も必修することとされており、

御指摘のように「六年制薬学部のコアカリキュラムにいまさら創業の基本となる基礎薬学を組み込む」わけではなく、また、「六年制薬学部の卒業生をして薬学研究者の「養成」も行っており、御指摘の「政策変更」を行うものでもなく、「弁明をするべき」とは考えていない。なお、「創業力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間とりまとめを踏まえた政策目標と工程表(令和六年七月内閣官房健康・医療戦略室)において、「次期薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和八年度から検討開始予定)改訂に向けて、創業につながる薬学人材養成のための教育内容について検討」としており、これを踏まえて適切に対応してまいりたい。

令和六年十二月十一日提出
質 問 第 五 〇 号

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に關する質問書
提出者 有田 芳生

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に關する質問書
「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成十八年法律第九十六号、以下「この法律」という)に基づく北朝鮮人権侵害問題啓発週間(以下「この週間」という)について質問します。

一 法務省のホームページには、平成十八年度から令和六年度までのこの週間に關するポスターが紹介されています。そこでお尋ねします。各

年度のポスター発行枚数と印刷費用についてお示しください。

二 この週間に關するポスターの印刷及び配布は、政府内のどの省庁のどの部局が担当しているのですか、具体的にお答えください。また、全国津々浦々の地方自治体等への配布手順についても、政府として把握しているところを具体的ににお答えください。

三 政府は、この法律にある「その他北朝鮮当局による人権侵害問題」とは、「例としては、過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の安否確認及び故郷訪問についての問題がある」(以下「日本人配偶者問題」という)と、内閣参質一七八第二三号で明らかにしています。そこでお尋ねしますが、「その他北朝鮮当局による人権侵害問題」として政府が認識しているのは日本人配偶者問題だけなのですか。これ以外にあるなら具体的にお示しください。

四 令和六年度のこの週間に關するポスターには、「拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります」と記載し、本年十二月十四日には政府主催の「拉致問題に關するシンポジウム」があると案内されています。そこでお尋ねしますが、このポスターに日本人配偶者問題に関する記載がないのは如何なる理由なのかを明らかにしてください。また、政府が全力で取り組むのは拉致問題だけなのかを併せてお答えください。

五 このポスターで案内されているように、本年十二月十四日には政府主催で「拉致問題に關するシンポジウム」が開催されます。そこでお尋

ねしますが、この週間に政府が主催して開く日本人配偶者問題に關する啓発イベントはあるのですか。あるのなら日時、場所等を具体的に明らかにしてください。

六 政府は、これまで何度となく「拉致問題は、政府の最重要にして最優先課題である」と公言しています。しかし、内閣総理大臣が北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認定した被害者は十七名ですが、日本人配偶者は千八百三十一名存在します。そこでお尋ねしますが、拉致問題が日本人配偶者問題に優先されるのは如何なる理由のですか、その理由を明らかにしてください。

七 政府が、拉致問題を日本人配偶者問題より優先して解決を目指すことは、日本国憲法が保障する法の下の平等に反するものと考えます。そこでお尋ねしますが、拉致被害者の生命や人権の重みは日本人配偶者より重いのですか。また、拉致被害者の生命や人権の重みは、ストックホルム合意において政府が解決しようとする他の人権課題より重いのですか。政府のお考えを明確にお示しください。

右質問する。
内閣衆質二一六第五〇号
令和六年十二月二十日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員有田芳生君提出北朝鮮人権侵害問題啓発週間に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員有田芳生君提出北朝鮮人権侵害問題啓発週間に關する質問に対する答弁書
一及び二の前提について

御指摘のポスターは、法務省人権擁護局が作成しているところ、関連する資料の保存期間が経過しているものもあり、お尋ねの全てにお答えすることは困難であるが、確認できる範囲では、お尋ねの「発行枚数」については、各年度における作成した枚数をお示しすると、以下のとおりである。

- 平成三十年度 四万七千八十一枚
- 令和元年度 四万六千九百七十四枚
- 令和二年度 四万五千五百四十九枚
- 令和三年度 四万八百七十六枚
- 令和四年度 三万五千五百八十二枚
- 令和五年度 三万八千八百五十三枚
- 令和六年度 二万三千六十四枚

また、お尋ねの「印刷費用」については、各年度において同省が他のポスターの作成等と合わせて調達をしているところ、各年度における当該調達の契約金額の総計をお示しすると、以下のとおりである。

- 平成三十年度 百十三万七千八百七十一円
- 令和元年度 百二十六万五千七十三円
- 令和二年度 百七十七万七千六百四十四円
- 令和三年度 二千五百二十七万八千円
- 令和四年度 百十九万六千八百二十七円
- 令和五年度 百二十九万六千二百七十一円
- 令和六年度 百十五万三千八百八十三円

二の後段について

お尋ねの「地方自治体等への配布手順」の具体

的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のポスターについては、法務省人権擁護局が、全国の法務局及び地方方法務局を通じて地方公共団体等に配布している。

三について

お尋ねの「政府が認識している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第五条に基づき、政府が国会に報告した「令和五年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」においては、御指摘の「日本人配偶者問題」以外に、例えば、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会最終報告書に記載されている人権侵害問題についても記述している。

四の前提について

御指摘の「令和六年度のこの週間に關するポスター」には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」と記載しているところ、「その他北朝鮮当局による人権侵害問題」には、過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の安否確認及び故郷訪問についての問題が含まれていることから、「このポスターに日本人配偶者問題に関する記載がない」とは考えていない。

四の後段、六及び七について

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に關する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来す

おそれがあることから、お答えは差し控えた

五について

政府は、令和六年十二月十日から同月十六日までの令和六年度の北朝鮮人権侵害問題啓発週間で、御指摘の「日本人配偶者問題」のみに焦点を当てた「啓発イベント」は行っていないが、この期間を中心に、「日本人配偶者問題」を含めた拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、啓発冊子の配布等の取組を広く行っている。

令和六年十二月十一日提出
質問 第五一 号

拉致問題を考える国民の集い等に関する質問
主意書

提出者 有田 芳生

拉致問題を考える国民の集い等に関する質問主意書

政府と各地方自治体が主催者となって開催している「拉致問題を考える国民の集い」並びに「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」（以下「国民の集い」という）について、以下お尋ねします。

一 政府が各自治体と主催して開催している国民の集いの開催目的及び達成目標を明らかにしてください。

二 これまでに開催した国民の集いについて、政府が把握している年度ごとの開催実績と参加人数の合計を可能な限りお示し下さい。

三 政府はこれまでの実績を踏まえ、国民の集いをどのように評価していますか。また、問題点があるとすれば、それはどのような事項です

か。

四 政府は、それらの問題点解決のために、今後どのような取組をされる計画ですか。

五 全国各地で開催する国民の集いに係る費用について、政府及び各地方自治体の負担割合はどのようになっていますか。また、政府及び各地方自治体が支出する費用について、政府が支出するのはどのような費用でしょうか。政府の支出項目を明らかにしてください。

六 政府は、全国各地で開催する国民の集いにおいて、政府方針である「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に關する全ての問題の解決に向けて全力を尽くしていく（内閣参質一九七第五号）（以下「政府方針」という）ことを、会場の参加者に訴えかけていきますか。

七 政府方針に則れば、国民の集いにおいて拉致問題だけでなくストックホルム合意に明記された全ての日本人の問題の当事者及び家族等を招いて訴えかける場を提供すべきと考えます。なぜ拉致問題だけに特化した国民の集いなのか、これは政府方針から逸脱した取組ではないのですか。政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

内閣衆質二一六第五一 号
令和六年十二月二十日
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員有田芳生君提出拉致問題を考える国民の集い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員有田芳生君提出拉致問題を考える国民の集い等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「開催目的」は、国民一人一人が拉致問題について改めて考え、行動することが、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させる大きな力となるとの考えに基づき、国民世論の啓発を図ることである。また、お尋ねの「達成目標」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に拉致問題を考える国民の集いの開催実績や参加人数に関する目標を意味するのであれば、そのような目標は設定していない。

二について
これまでに開催した拉致問題を考える国民の集いについて、年度ごとに①開催実績及び②参加人数の合計をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

平成二十年度	①四回	②約六千百人
平成二十一年度	①四回	②約三千七百人
平成二十二年度	①六回	②約二千四百人
平成二十三年度	①五回	②約二千六百五十人
平成二十四年度	①六回	②約千六百八十人
平成二十五年度	①五回	②約千五百九十人
平成二十六年	①九回	②約三千八百四十人
平成二十七年	①六回	②約千八百八十人
平成二十八年	①五回	②約千四百二十人
平成二十九年	①六回	②約二千三百三十人
平成三十年	①四回	②約千四百三十人
令和元年度	①五回	②約千八百三十人

令和二年度 ①一回 ②約二百五十人
令和三年度 ①三回 ②約四百人
令和四年度 ①三回 ②約三百三十人
令和五年度 ①七回 ②約千八百人
なお、令和二年度以降に開催した拉致問題を考える国民の集いについては、インターネットにおける配信を行っているが、その動画の閲覧数のみを把握しているため、閲覧者について②参加人数には含めていない。

三及び四について
お尋ねについては、各都道府県において、拉致問題を考える国民の集いが積極的に開催され、多くの国民がこれらに参加することで、拉致問題に関する理解が国民の間でより深まったと認識している一方、拉致問題の長期化により国民の理解や関心等が低下することのないようにすることが課題と考えており、政府としては、今後も拉致問題を考える国民の集いの開催を含め、啓発の取組を引き続き推進していく考えである。

五について
拉致問題を考える国民の集いに係る経費については、国及び地方公共団体が協議の上で各々の事情に応じて分担しており、お尋ねの「政府及び各地方自治体の負担割合」や「政府の支出項目」については、一概にお答えすることは困難であるが、政府による経費負担が可能な項目の例をお示しすると、会場費、インターネットにおける配信に要する費用、ポスターやチラシの制作費及び印刷費等である。

六及び七について
拉致問題を考える国民の集いは、国民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めるた

めの啓発の取組であり、お尋ねの「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向けて全力を尽くしていく」との「訴えかけ」は、政府として現時点で把握している限りでは、行っていない。その上で、政府としては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、啓発冊子の配布等の取組を広く行っており、これらの取組は御指摘の「政府方針」から逸脱するものではないと考える。

令和六年十二月十一日提出
質問 第五二二号

在留資格更新申請の長期化に関する質問主意書

提出者 松原 仁

在留資格更新申請の長期化に関する質問主意書
日本に入学する外国人の数は、新型コロナウイルス感染症の影響が収まって以来、増加が続いている。日本での在留資格を求めた申請件数も増加しており、出入国在留管理庁が公表する審査にか

かる日数も長期化傾向にある。
出入国在留管理庁の審査日数長期化は、平穩に生活する申請者本人はもちろん、日本人を含むその家族の生活にも影響が大きい。在留資格更新申請においては申請に係る処分が在留期間の満了の日までになされなるときは、在留期間の満了の日から二月が経過する日まで引き続き我が国に在留できる「特例期間」となる。本邦内の多くの民間企業も外国人顧客の在留資格更新にかかる審査が特

例期間内に満了するとの前提でシステムを組み立てている。一例として、特例期間を過ぎて審査中の外国人名義の銀行口座は凍結される可能性がある。もしも、審査日数の長期化により、特例期間を過ぎてても在留資格更新の可否が決定されないケースがあれば、当該申請者及びその家族の基本的な人権は守られるべきである。
一 全国の地方出入国在留管理局における在留資格更新申請の処理期間について、申請から許可にいたるまでの平均日数を、令和四年度から令和六年度までそれぞれ第一四半期及び第二四半期の実績値で示されたい。
二 一に関連して、令和四年度から令和六年度の第一四半期及び第二四半期の在留資格更新申請の件数、及び上記申請に係る処分について、特例期間を過ぎてても処分がされなかったケースの件数と申請数に対する比率を示されたい。
三 特例期間を過ぎてわが国に滞在する外国人名義の金融機関口座の取扱いについて、金融機関に通達などを行っているか。行っている場合、どのような法規(法律、政令等)に基づいているか。
四 三に関連して、特例期間を過ぎて審査が終了していない外国人名義の金融機関口座の凍結は、申請者及びその家族の生活に大きな影響を及ぼしかねない。政府としての認識如何。
五 在留資格更新申請の審査日数の長期化について、審査日数の短縮を図るため、関連部署の人員増強、オンラインでの申請や審査といったデジタル化など、現状実施している施策はあるか。また、今後実施が予定される、実施を検討している施策があれば明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一六第五二号
令和六年十二月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出在留資格更新申請の長期化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出在留資格更新申請の長期化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「在留資格更新申請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、在留期間の更新の許可の申請（以下「更新許可申請」という。）については、申請に係る在留資格別の申請から処分までの平均日数等を、四半期ごとに出入国在留管理庁のホームページにおいて公表しているところである。

二について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三について

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成三十年二月六日金融庁公表）においては、各金融機関等に対して、「全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること」を求めているところであるが、お尋ねの「特例期間を過ぎてわが国に滞在する外国人名義の金融機関口座」に関する取扱いについて示した通達等はない。

四について

御指摘の「特例期間を過ぎて審査が終了して

いない」状況にならないよう、更新許可申請について、円滑な処理に引き続き努めてまいりたい。

五について

お尋ねについては、出入国在留管理庁において、御指摘の「審査日数」が特に長期化している地方出入国在留管理局等の担当部署に職員の応援派遣を行うほか、適正かつ円滑な出入国在留管理行政の遂行のため、必要な人員等の確保に努めてきたところであり、また、審査業務の合理化等を目的として、令和元年七月にオンラインによる更新許可申請の運用を開始し、その後、順次、対象となる在留資格を拡大するなどしてきており、引き続きこれらの取組を進めてまいりたいと考えている。

令和六年十二月十一日提出
質問 第五三三号

拉致問題解決のための国際空港における情報発信に関する質問主意書

提出者 松原 仁

拉致問題解決のための国際空港における情報発信に関する質問主意書

本職は、拉致問題解決のための有効な施策を立案すべく常日頃より情報収集を行っている。イスラエル国のベン・グリオン国際空港で渡航者は、飛行機を降り立って入国審査に向かうまでの間、イスラム過激派テロ組織ハマスの人質となっている百人以上のイスラエル人の写真が一人一人印刷されたパネル展示を見ることになる。外国の空港で最初に見るものは印象に残りやすい。また、ベン・グリオン国際空港から出国する際にも、同様

のパネルを多数展示している。出発ロビーにある幼児の人質のパネルの前には、身を案ずる人が置いている。多くの玩具が供えられており、国際世論に対して人質救出を訴える非常に有効な施策である。

政府拉致問題対策本部が平成二十五年一月二十五日に決定した「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」は、「内外世論の啓発を二層強化する。」と定めている。我が国も、成田国際空港、関西国際空港、東京国際空港等の国際空港において、政府の最重要課題である拉致問題に関する情報発信を積極的に行うべきと考えるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二一六第五三三号
令和六年十二月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出拉致問題解決のための国際空港における情報発信に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出拉致問題解決のための国際空港における情報発信に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「国際空港」における「拉致問題に関する情報発信」については、平成十九年十一月から平成二十年一月にかけて、成田国際空港及び東京国際空港において、また、同年六月から七月にかけて、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び新千歳空港において、それぞれ拉致問題に

関する動画を放映している。現時点で、今後、御指摘の「国際空港」における情報発信を行う具体的な予定はないが、政府としては、広く拉致問題についての関心と認識を深めるために何が最も効果的かという観点から、有効な方策を不断に検討しつつ、拉致問題に関する啓発の取組を引き続き推進していく考えである。

令和六年十二月十一日提出
質問 第五四四号

国際競技ルール改定への日本の関与不足と発言力強化に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

国際競技ルール改定への日本の関与不足と発言力強化に関する質問主意書

パリ二〇二四オリンピック及び同パラリンピック大会において、日本選手団は多くのメダルを獲得し、国民に感動を与える素晴らしい成果を挙げた。これらの結果は、選手たちの努力と、日本が積み重ねてきたスポーツ振興の成果であり、国際社会における日本の存在感を示すものとなった。一方で、国際競技における課題も浮き彫りとなっている。それは、競技ルールの改定における日本の関与不足である。過去の大会や国際舞台では、ルール改定が日本選手に不利な影響を及ぼした事例が少なくない。スキージャンプでは、体重に依じたスキー板の長さ制限が導入され、小柄な選手が多い日本にとって不利な条件となった。競泳では、鈴木選手が活躍した要因であるバサ口泳法が距離制限を受け、日本選手の得意とする戦術が制約された。また、柔道では有効ポイントの廃止や試合展開の高速化が、「二本勝ち」を重視する

日本伝統のスタイルに影響を及ぼしている。他にも、フィギュアスケートや体操では採点基準が難度重視にシフトし、表現力や完成度を得意とする日本選手が厳しい状況に直面することがあった。

これらの課題は過去の大会から継続して見られるものであり、長年にわたり続く課題を象徴している。背景には、競技の公平性を追求する意図だけでなく、商業的な目的や他国の戦略的な働きかけがあると指摘されることも多い。日本がルール策定に十分関与しなければ、自国の特性や競技文化が反映されず、国際舞台での競争力がさらに損なわれる可能性がある。

日本のスポーツ文化は、「勝敗」のみに価値を置かず、競技を通じた選手の成長や人格形成を重視してきた。柔道や剣道などの武道は、技術向上だけでなく精神的成熟を目指す競技文化を象徴している。この哲学は国際競技にも貢献し得る重要な視点である。日本がルール改定への発言力を高め、公正な競技環境を築くことは、選手の活躍を支える上で不可欠である。また、スポーツ外交の強化や国際的な人材の育成を通じ、国際舞台での存在感をさらに高める取組が求められる。

以上を前提に質問する。
一 スキージャンプのスキー板長さ制限、競泳のバサロ泳法の距離制限、柔道の試合形式変更など、日本選手に不利と指摘されてきたルール変更に対し、政府及び関連機関はこれまで具体的にどのような対応を取ったのか。例えば、ルール変更の背景や意図を確認した上で、国際競技連盟や関連組織に異議を申し立てた、または対話を行った記録があるか。それが実際にどの

ような成果をもたらしたのかを具体的に示したい。また、これらの課題に対する政府の対応方針がパリ二〇二四オリンピックでどのように反映されたのか、特に国際スポーツ組織への働きかけの有無について説明されたい。

二 日本が国際スポーツ界、特に競技ルールの改定や審判制度の決定プロセスにどの程度影響力を持っているのか、国際競技連盟の理事ポスト数、役員の割合、ルール策定会議での発言機会などを基に、政府として把握されていることを可能な限り説明されたい。また、米国、英国、ドイツなど主要な先進国と比較して、日本のプレゼンスがどの水準にあると政府は考えているのか、その根拠を明示されたい。

三 文部科学省及びスポーツ庁が推進している、国際スポーツ組織における役員ポストの獲得支援や人材育成事業について、これまでどのような成果があったのかを具体的に示されたい。また、現在の取組で日本の発言力が十分に高まっていると考えるのか、現状の施策における課題や限界を政府としてどのように認識しているかを明確にされたい。

四 日本が国際競技ルールの改定や審判制度に積極的に関与するため、今後政府はどのような具体的施策を講じるのかを示されたい。また、日本のスポーツ特性や文化を国際的に反映させるために必要な体制や資源配分について、政府はどのように計画しているのか。さらに、それを実現するための具体的な目標を明示されたい。右質問する。

内閣衆質二一六第五四号
令和六年十二月二十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出国際競技ルール改定への日本の関与不足と発言力強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出国際競技ルール改定への日本の関与不足と発言力強化に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について
お尋ねの「どの程度影響力を持っているのか」及び「日本のプレゼンスがどの水準にある」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三 について
前段のお尋ねについては、御指摘の「国際スポーツ組織における役員ポストの獲得支援や人材育成事業」及び「成果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、スポーツ庁においては、日本人が国際的な競技団体等における議論に積極的に参画することを促進するため、「スポーツ国際展開基盤形成事業」において日本人の国際的な競技団体等の役員等への就任に係る支援等を行っているところ、国際オリンピック委員会、同委員会が承認する各競技に係る国際的な競技団体(二〇二〇年東京オリンピック競技大会及びそれ以降のオリンピック競

技大会で実施された競技又は将来実施されることが決定している競技に係るものに限る。)、国際パラリンピック委員会、国際視覚障がい者スポーツ連盟及び国際ろう者スポーツ委員会における日本人の役員等の数は、近年増加傾向にあると承知している。

後段のお尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四 について
前段のお尋ねについては、御指摘の「日本が国際競技ルールの改定や審判制度に積極的に関与するため」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三について述べた「スポーツ国際展開基盤形成事業」における支援等を引き続き行う予定である。

中段及び後段のお尋ねについては、御指摘の「日本のスポーツ特性や文化を国際的に反映させるために必要な体制や資源配分」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

一、今二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興予算の効果的な執行に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口直人君提出国際協力銀行・日本貿易保険が金融支援中のモザンビーク液化天然ガス事業等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の前売り券の販売状況と運営費収支に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の前売り券の販売の内訳に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の警備費の増額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の機運醸成費の増額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出公職選挙法の虚偽事項公表罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出インターネットショッピングにおけるデータパターン問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員牧義夫君提出エボラウイルス等を扱うバイオセーフティレベル4施設の指定及び移転先に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出いわゆる「百三万円の壁」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人君提出介護施設等に入所する高齢者や障がい者等におけるマイナ保険証の利用への配慮や従来の健康保険証の利用継続の必要性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに關する質問に対する答弁書

令和六年十二月十二日提出
質問 第五五号

沖繩振興予算の効果的な執行に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖繩振興予算の効果的な執行に関する質問主意書

沖繩振興予算は復帰からこれまで沖繩の経済社会の発展を牽引してきたが、一部の事業予算において継続的に執行率が低迷している状況が指摘さ

令和六年十二月二十四日 衆議院会議録第十号(一)

れている。沖繩振興予算のより機動的で効果的な執行を確保するため、以下の事項について質問する。

一 内閣府沖繩担当部局計上の令和五年度沖繩振興予算について、①翌年度への繰越額の総額、②不用となった額の総額をそれぞれ可能な限り示されたい。

二 令和五年度沖繩振興予算の事業ごとの執行率について、令和六年度より一元的に行政事業レビューシートを公開している「行政事業レビュー見える化サイト」で用いられている執行率の計算方法に基づいて算出し示したうえで、それぞれの執行率が適正であるか政府の見解を示されたい。

三 令和五年度沖繩振興予算の事業ごとの執行率の平均(以下、事業)ごとの執行率の平均を「平均執行率」という。)について、「行政事業レビュー見える化サイト」で用いられている執行率の計算方法に基づいて算出し示したうえで、それぞれの平均執行率が適正であるか政府の見解を示されたい。

四 令和元年度から令和四年度までの沖繩振興予算について、①翌年度への繰越額の総額、②不用となった額の総額を各年度別にそれぞれ可能な限り示されたい。

五 令和元年度から令和四年度までの沖繩振興予算の総額における平均執行率について、「行政事業レビュー見える化サイト」で用いられている執行率の計算方法に基づいて算出し示したうえで、それぞれの平均執行率が適正であるか政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一六第五五号
令和六年十二月二十四日
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員屋良朝博君提出沖繩振興予算の効果的な執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員屋良朝博君提出沖繩振興予算の効果的な執行に関する質問に対する答弁書
一及び四について
沖繩振興予算について、令和元年度から令和五年度までの各年度における①繰越額翌年度繰越額をいう。)及び②不用額をお示すると、それぞれ次のとおりである。

令和元年度 ①約八百九十億円 ②約六十七億円
令和二年度 ①約二千十四億円 ②約百四億円
令和三年度 ①約千四百億円 ②約六百九十億円
令和四年度 ①約千二百二十億円 ②約七十七億円
令和五年度 ①約千二百十五億円 ②約六十七億円

二について
令和五年度の沖繩振興予算の各事業におけるお尋ねの「執行率」をお示すると、それぞれ次のとおりである。

沖繩振興交付金事業推進費 約七十六パーセント
沖繩における鉄軌道等導入課題検討に必要な経費 約百パーセント

沖繩振興推進調査費 約九十五パーセント
公立文教施設整備に必要な経費 約六十七パーセント
医師歯科医師等の派遣に必要な経費 約四十八パーセント
沖繩北部連携促進特別振興対策特定開発事業費 約五十パーセント

(建設海岸)海岸事業 約四十一パーセント
(港湾海岸)海岸事業 約四十三パーセント
水道施設整備に必要な経費 約六十五パーセント
廃棄物処理施設整備に必要な経費 約五十七パーセント
良好で緑豊かな都市空間の形成等のための国営公園事業に必要な経費 約七十八パーセント
森林整備事業に必要な経費 約九十六パーセント

治山事業に必要な経費 約六十二パーセント
水産基盤整備に必要な経費 約六十三パーセント
農業農村整備事業に必要な経費 約六十七パーセント
社会資本整備総合交付金 約六十七パーセント
防災・安全交付金 約五十六パーセント

沖繩開発事業(治水事業) 約八十三パーセント
沖繩開発事業(道路事業) 約六十三パーセント
沖繩開発事業(港湾整備事業) 約六十六パーセント

一三三

駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費 約六十パーセント

沖縄の特殊事情に伴う特別対策に必要な経費 (沖縄振興開発金融公庫・補給金) 約百パーセント

沖縄の特殊事情に伴う特別対策に必要な経費 (沖縄振興開発金融公庫に対する出資金に必要な経費) 百パーセント

沖縄のことも貧困対策に必要な経費 約九十九パーセント

沖縄科学技術大学院大学学園に必要な経費 約八十三パーセント

沖縄北部連携促進特別振興事業費 約五十二パーセント

沖縄の戦後処理対策に必要な経費 約九十六パーセント

沖縄・地域安全パトロール事業 約八十二パーセント

沖縄離島活性化推進事業 約五十三パーセント

沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業 約二十九パーセント

沖縄の高校中退者等に係る人材育成推進に必要な経費 約八十パーセント

沖縄糖業振興対策事業に必要な経費 約二十五パーセント

沖縄国立大学法人施設整備に必要な経費 約五十五パーセント

沖縄振興特定事業推進費 約五十五パーセント

新たな沖縄観光サービス創出支援事業 約九十パーセント

沖縄域外競争力強化促進事業 約七十一パーセント

沖縄型産業中核人材育成・活用事業 約九十三パーセント

沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業 約五十七パーセント

公共交通利便性向上検討事業 約百パーセント

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業 約八十四パーセント

沖縄国際交流体験促進事業 約百パーセント

農林水産物・食品の販売力強化支援事業 約九十五パーセント

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の廃止に伴う自立化支援に必要な経費 約八十九パーセント

沖縄県内の金融機関等のスタートアップ支援に係る目利き力向上事業 約九十五パーセント

沖縄離島無電柱化緊急対策事業 零パーセント

令和六年十二月十二日提出
質問 第五六号

国際協力銀行・日本貿易保険が金融支援中のモザンビーク液化天然ガス事業等に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

国際協力銀行・日本貿易保険が金融支援中のモザンビーク液化天然ガス事業等に関する質問主意書

日本の公的金融機関である国際協力銀行(JBIC)および日本貿易保険(NEXI)が二〇二〇年七月に金融支援を決定したモザンビーク液化天然ガス(LNG)事業(以下「当該事業」という)は、海洋ガスを田を開発しLNGを輸出し、また陸上でLNG発電所を建設・運営する事業である。生産されるLNGの約三分割が日本に輸出される。なお、当該事業は、二〇二一年から現地の治安が悪化しているため、主要事業者であるトタルエナジーズ・ルブリカンツ・ジャパン株式会社(以下「トタルエナジーズ」)が、建設が一時的に中断している。

当該事業は、周辺住民への深刻な人権侵害が疑われているとともに、海洋汚染、漁業者や農業従事者の生計手段への悪影響、同生計手段の喪失等に対する十分な補償が懸念され、パリ協定に基づく気候変動対策にも矛盾する。

以下、具体的に質問する。

一 トタルエナジーズはモザンビーク軍の統合任務部隊に装備や金銭的補償を最近まで直接提供していた。二〇二四年九月二十六日にニュースサイト・ポリティコに発表された調査報道記事「All must be beheaded」によると、モザンビーク

ク軍が住民に対し虐殺をはたらいた可能性を指摘している。さらに二〇二四年十一月二十四日に発表されたル・モンド紙およびSource Materialの調査「Don't look back or well shoot」では、情報開示請求によって公開された「Mozambique LNG ENVIRONMENTAL and SOCIAL REPORT」と題された書類等をもとに、トタルエナジーズが統合任務部隊による別の人権侵害行為を複数把握していたことが示されている。JBICが「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(二〇一五年一月制定版)上、環境社会配慮確認等に関し、適合を確認すると規定している国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード「地域社会の衛生・安全・保安」では、パラグラフ十二〜十四で警備要員について規定しており、顧客はセキュリティアレンジメントが事業地内および周辺に及ぼすリスクを評価すること、警備に従事する者が過去に権力乱用などに関与していないかどうか確認を行うこと、火器等利用に対して十分なトレーニングを提供することなどが要件とされている。さらに、警備要員による違法行為または虐待行為の申立てがある場合、必要に応じて調査し、再発を防止するための措置を講じ(または適切な関係者に措置を講じるよう促し)、違法行為および虐待行為を公的機関に報告することが要件とされている。本要件における警備要員とは、事業者と契約関係にあるもの、そして政府のセキュリティ担当者にも該当するため、モザンビーク軍および警察により構成されている統合任務部隊も適用の対象となる。当該事業は、パフォーマンススタン

ダード四の警備要員に係る規定に違反すると考
えるが、政府の見解を示されたい。

二二〇二四年十月七日、独立行政法人エネ
ギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)はイタ
リアのメジャー石油企業の一つであるEN
I S. P. A. とガスセキュリティ強化及び
LNG供給・調達多角化に向けた協力覚書を締
結した。JOGMECのプレスリリースには
「今回のENIとの協力は、ENIによる日本
へのLNG供給機会や、モザンビークのコー
ル・ノース・プロジェクトに対する日本の金融
機関の支援を含む、平常時におけるガス安定供
給の向上や突発的なLNGの供給途絶事態への
対応を念頭に置いたもので、日本の政策実施機
関であるJOGMECと、LNGの安定供給に
取り組んできたENIとの相互支援に向けた対
話を加速させるものとなります。」とある。一
方、二〇二二年六月に取りまとめられたG7エ
ルマウ首脳コミュニケ内において、「国家安全
保障及び地政学的利益の重要性を認識し、我々
は、各国が明確に規定する、地球温暖化に関す
る摂氏一・五度目標やパリ協定の目標に整合的
である限られた状況以外において、排出削減対
策が講じられていない国際的な化石燃料エネ
ギー部門への新規の公的直接支援の二〇二二年
末までの終了にコミットする」ことが盛り込ま
れた。コーラル・ノース・プロジェクトへの公
的金融機関による支援はG7の合意違反と考え
るが、政府の見解を示されたい。違反ではない
とする場合、その根拠も示されたい。

内閣衆質二二六第五六号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阪口直人君提出国際協力銀行・日本
貿易保険が金融支援中のモザンビーク液化天然
ガス事業等に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

(別紙)

衆議院議員阪口直人君提出国際協力銀行・

日本貿易保険が金融支援中のモザンビーク

液化天然ガス事業等に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の「モザンビーク軍が住民に対し虐殺
をはたらいた」ことや「トタルエナジーズが統合
任務部隊による別の人権侵害行為を複数把握し
ていた」ことについては、現時点でその事実関
係を確認できておらず、これを前提としたお尋
ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘のプロジェクトを含め、海外における
化石燃料の開発プロジェクトに対する公的支援
が、令和四年六月に開催されたG7エルマウ・
サミットの機会に作成された「G7首脳コミュニ
ケ」に整合的であるか否かについては、当該
支援を行う機関からの照会に対して、政府とし
て、令和五年七月三日に経済産業省が同省の
ウェブサイトににおいて公表した「G7エルマウ
首脳コミュニケを踏まえた我が国の海外化石燃
料案件に対する公的金融支援の方向性につい
て」において示した考え方に基づき判断するこ

ととしているところ、御指摘のプロジェクトに
対する公的支援が「G7首脳コミュニケ」に整合
的であるか否かについては、現時点において、
当該支援を行う機関からの照会が行われておら
ず、政府として、お尋ねの「見解」をお答えす
ることは差し控えたい。

令和六年十二月十三日提出
質問 第五七号

大阪万博の前売り券の販売状況と運営費収支
に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪万博の前売り券の販売状況と運営費収
支に関する質問主意書

大阪万博の開催まで残すところ約四ヶ月とな
ったが、前売り券の販売状況が順調とはいえない。
大阪万博の運営費については入場券収入等で賄
うこととなっていることから、赤字にならないよ
うにするためにも前売り券の進捗管理が重要であ
る。二〇〇五年に開催された愛知万博において
は、半年前の時点で前売り券の販売目標数をほ
ぼ達成していたが、二〇二五年に開催の大阪万博
においては四ヶ月前の時点で前売り券の販売目標
約半分を達成したにすぎない。そこで以下、質問
する。

一 超早割一日券の販売期限である二〇二四年十
月六日直前の一週間では駆け込み需要とみられ
る販売で週あたり百万枚以上販売したものの、
超早割一日券の販売終了後は週あたりの販売数
は激減し、その後は一週間あたり三万三千枚あ
まりの販売数である。開幕までの十八週間、こ
の週三万三千枚あまりのペースでの販売とする

と約六十万枚と計算できる。二〇二四年十二
月四日時点での販売実績約七百四十万枚に今後の
前売り券販売見込みを加えると約八百万枚とな
る。これは目標とする千四百万枚を達成できな
いと考えるが、政府の見通しは如何に。

二 前売り券販売目標の千四百万枚を達成するた
めに、政府はどのような取組を進めるのか。

三 大阪万博の運営費は入場券販売収入などで賄
うこととなっているが、入場券販売の売上げが
目標に届かなければ、赤字になることが予想さ
れる。二〇二三年十二月七日の参議院経済産業
委員会において立憲民主党の田島麻衣子議員か
ら「赤字になってしまった場合、国はその損失
を負担しない、こうした理解でよろしいです
か。」との質問に対して当時の西村康稔経済産業
大臣は「国としても補填することは考えており
ません。」と答弁したが、この考えは今も維持さ
れているか。

四 令和六年十一月十一日提出質問第二七号「大
阪万博の運営経費と前売り券の販売状況に関す
る質問主意書」での「運営経費が収入計画を下回
るなどにより、赤字になった場合には、その赤
字の補填はどのように行われるのか。」との質問
に対して「令和七年に開催される国際博覧会の
運営については、公益社団法人二〇二五年日本
国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に
おいて収支の均衡を保ちつつ行われるものと承
知しており、御指摘の「赤字になった」場合にお
いても、博覧会協会が適切に対応するものと承
知している。」との答弁であった。公益社団法人
二〇二五年日本国際博覧会協会定款第五十条に
よれば、博覧会協会は博覧会終了後の残務の結

了により解散することとなつているところ、博覧会協会は運営費の赤字を適切に対応することはできないと考えるが、政府の見解は如何に。右質問する。

内閣衆質二一六第五七号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の前売り券の販売状況と運営費収支に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の前売り券の販売状況と運営費収支に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「前売り券販売については、政府として、これまでは、企業及び団体に対する販売を念頭に置いた一定枚数以上の直接販売が中心であったが、今後は、令和七年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)の開幕が近づくとつれて、博覧会のパビリオンやイベントの内容に関する詳細な情報がより積極的に発表されていくことなどにより個人への販売が増加し、御指摘の「目標とする千四百万枚」に近づいていくものと想定している。

二について

御指摘の「前売り券販売目標の千四百万枚」を達成するためには、政府として、大阪府、大阪市及び公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)と連携しながら、引き続き、博覧会の魅力や意義の発信、販路の拡大、紙のチケットの導入、チケットの購入の支援体制の充実など必要な取組を実施してまいりたい。

御指摘の「答弁」については、博覧会の運営が博覧会協会において収支の均衡を保ちつつ行われるものと承知しており、また、仮に御指摘のように「赤字になる」場合においても、博覧会協会が適切に対応するものと承知しているという趣旨で述べたものであり、現時点においてもこの考えに変更はない。

三について

御指摘の「運営費の赤字を適切に対応することはできない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、博覧会協会の定款第五十条に定められている「博覧会終了後の残務」には、博覧会に関する清算手続が含まれると考えている。

四について

令和六年十二月十三日提出
問 第五八号
大阪万博の前売り券の販売の内訳に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪万博の前売り券の販売の内訳に関する質問主意書

大阪万博の開幕まで残すところ約四ヶ月となったが、前売り券の販売状況が順調とはいえない。大阪万博の運営費については入場券収入等で賄うこととなっていることから、赤字にならないよう

にするためにも前売り券販売の進捗管理が重要である。超早割一日券の販売期限である二〇二四年十月六日直前の一週間では駆け込み需要とみられる販売で週あたり百万枚以上販売したものの、超早割一日券の販売終了後は週あたりの販売数は激減し、その後は週あたり三万三千枚あまりの販売である。二〇二四年十二月四日時点で販売実績は七百四十万枚である。前売り券の販売目標千四百万枚のうち、経済界が七百万枚を購入することを表明しており、残る七百万枚は一般の販売となる。日本経済団体連合会の十倉会長は「七百万枚はちゃんとできる。経団連に限って言えば、順調だ」と発言しているところ、一般向けの販売状況が販売目標千四百万枚を達成できるかどうかのポイントとなる。そこで以下、質問する。

一 前売り券の販売目標千四百万枚の達成を見通すためには、経済界と一般向けの販売実績の内訳を示すことが重要と考えるが、政府の見解は如何に。

二 二〇二四年十月十三日の朝日新聞ウェブ版の記事によれば、記者の「一般の人の購入枚数はどれくらいなのか」という質問に対して、日本国際博覧会協会の石毛事務総長は「それは公表しない。手応えはあるが、それ以上は言つてはいけないことになっている」と答えた。一般の人の購入枚数を言つてはいけないというのは日本国際博覧会協会の決定事項か。そうであれば、いつどの会議で決定されたのか。また、言つてはいけない理由は何か。政府として把握しているところを明らかにされたい。

三 販売済の前売り券の約七百四十万枚について、購入者のうち経済界と一般向けの内訳はそれぞれ何枚ずつか。このことに関し、本年十二月十二日の衆議院内閣委員会における藤岡たかお議員の質問に対し、経済産業省の浦上健一朗審議官は「博覧会協会が実際に販売を担当している担当者の肌感覚ということでも申し上げれば、七百四十万枚のうち多くの部分は企業による大口で購入されたものだというふうには考えられる」と答弁している。経済産業省や浦上審議官が理解している「肌感覚」とはどのようなものか。「多くの部分」とは全体の何割ほどか。政府として把握しているところを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第五八号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の前売り券の販売の内訳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の前売り券の販売の内訳に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「前売り券」の「経済界と一般向けの販売実績の内訳については、政府としては、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)において、一定枚数

以上の直接販売、旅行代理店を通じた販売、博覧会協会の通信販売サイトを通じた販売などの販売方法ごとの販売枚数は特定できるような努めているものの、御指摘の「経済界」がどの販売方法により「前売り券」を購入したのかの特定が困難であるため、当該内訳を厳密に把握することは困難であると承知している。いずれにせよ、政府としては、販売方法に応じた御指摘の「前売り券」の販売枚数を示すこと等により、令和七年に開催される国際博覧会の開幕に向けた準備状況を示していくことは重要であると考えている。

二について

御指摘の博覧会協会の石毛事務総長による発言については、一について述べたとおり、一で御指摘の「前売り券」の「経済界と一般向けの販売実績の内訳」を厳密に把握することが困難であり、御指摘の「一般の人の購入枚数」について言及することは困難であるという趣旨で述べたものであると承知している。

三について

御指摘の「答弁」における「肌感覚」という言葉については、「販売を担当している担当者」が御指摘の「前売り券」の販売方法ごとの販売実績を踏まえて抱いた印象を述べたものであり、また、お尋ねの「全体の何割かについては、一について述べたとおり、一で御指摘の「前売り券」の「経済界と一般向けの販売実績の内訳」を厳密に把握することが困難であると承知しているため、お答えすることが困難である。

令和六年十二月十三日提出
質 問 第 五 九 号

大阪万博の警備費の増額に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪万博の警備費の増額に関する質問主意書

日本国際博覧会協会は二〇二四年十二月三日に大阪万博の警備費を百九十九億円から五十五億円増額して二百五十四億円とする方針を明らかにした。この警備費増額は令和六年度補正予算に計上されている。経済産業省は、増額の理由として海外からの要人の来場が想定以上の見通しとなったことをあげている。大阪万博を巡っては、建設費や運営費など当初予算から増額が相次いでいるところ、以下質問する。

一 海外パビリオンの出展は撤退が相次いでいるのに、海外からの要人の来場が想定以上の見通しとなったというが、どの国からどれだけ増加したのか。政府として把握しているところを明らかにされたい。

二 海外パビリオンの出展は撤退が相次いでいるのに、海外からの要人の来場が想定以上となったのはなぜか。想定が甘かったということか。政府の見解は如何に。

三 大阪万博の警備費は、当初は運営費から捻出することになっていたが、二〇二三年九月十五日に当時の西村康稔経済産業大臣が国負担とする方針に変更し、百九十九億円とした経緯がある。今回の五十五億円の警備費増額について、当初の方針に則り運営費から捻出するべきと考えているが、政府はなぜ国民負担とすることとした

のか。政府の見解は如何に。
右質問する。

内閣衆質二一六第五九号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の警備費の増額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の警備費の増額に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「海外パビリオンの出展は撤退が相次いでいる」の意味するところが明らかではないが、お尋ねの「海外からの要人の来場が」どの国からどれだけ増加したのかについてお答えすることは、警備上の観点から適切でないため差し控えたい。また、お尋ねの「海外からの要人の来場が想定以上となった」理由については、「海外パビリオン」の整備等やイベントの具体的な検討が進展したこと等であると承知している。

三について

御指摘の「大阪万博の警備費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年に開催される国際博覧会の会場内の安全確保に関するお尋ねの「政府の見解」については、令和五年十月二十七日の衆議院予算委員会において、西村経済産業大臣(当時)がこの万博の成功に向けて最も重要なことと言ってもらいたいと思えます

けれども、安全確保について、このことについて、近年の警備事案、事故などを踏まえて万博誘致当初よりも高い水準が求められているという中で、万全を期す必要があるというふうな認識をしております。こうした状況を踏まえて、まさに万博の安全な運営、実施に不可欠な会場内の警備について、その強化の方向性を国が指示する形で行うことを想定をしております。博覧会協会が行う事業である運営費を補填するのではなく、私どもが責任を持って実施をするということ、この認識をしております。」と答弁しているとおりであり、現時点においても引き続き高い水準での安全確保が求められている中、令和六年度補正予算において措置することとした当該安全確保に係る予算についても当該見解に基づくものである。

令和六年十二月十三日提出
質 問 第 六 〇 号

大阪万博の機運醸成費の増額に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪万博の機運醸成費の増額に関する質問主意書

日本国際博覧会協会は二〇二四年十二月三日に大阪万博の機運醸成費を四十億円から二十九億円増額して六十九億円とする方針を明らかにした。この機運醸成費増額は国民負担として令和六年度補正予算に計上されている。そこで、政府として把握しているところについて、以下質問する。

一 機運醸成費の増額分の内容はなにか。
 二 開幕まで四ヶ月余りのこの時期に機運醸成費を増額する理由はなにか。前売り入場券の売れ行きが芳しくないからか。
 三 機運醸成が入場券の販売促進のためであるならば、大阪万博の運営費で賄うべきものと考え、なぜ運営費から捻出しないのか。
 右質問する。

内閣衆質二一六第六〇号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の機運醸成費の増額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博の機運醸成費の増額に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「二十九億円」の内容は、国内外のメディア等を活用した情報発信、令和七年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)に参加する国・地域と全国の地方公共団体との交流の促進及び関係各省が博覧会で行う催事等のための費用である。

二及び三について

今回の予算措置は、博覧会の開幕が近づくことからの時期が博覧会に係る機運醸成に効果的な時期であることなどを踏まえて、博覧会に係る機運醸成の観点に加えて、博覧会の魅力と併

せた日本各地の魅力の発信や、博覧会に参加する国・地域と全国の地方公共団体との交流の促進等により、地方創生などの国の政策を推進していく観点からも措置するものであり、博覧会の「入場券の販売促進」のみを目的とする取組とは異なるものであることから、お尋ねのように「運営費で賄うべきもの」であるとは考えていない。

令和六年十二月十三日提出
 質問 第六一〇号

公職選挙法の虚偽事項公表罪に関する質問
 意書

提出者 櫻井 周

公職選挙法の虚偽事項公表罪に関する質問
 意書

二〇二四年に執行された内外の各級の選挙においてインターネット上で偽情報が野放しになり、その偽情報によって選挙結果に影響を与えたのではないかと、選挙を公明かつ適正に行うことができなかつたのではないかと、この見方があるところ、以下、質問する。

一 二〇二四年十二月三日の参議院本会議で辻元清美議員からの公職選挙法第二百三十五条第二項に規定される虚偽事項公表罪についての質問に対し村上誠一郎総務大臣は「SNSを含め、インターネット上での発信なども公職選挙法の対象になる」と答弁した。インターネット上での発信には、自ら入力した文字や画像だけでなく他人の投稿を拡散する行為(いわゆる、シェア、リポストなど)も含まれるか。政府の見解

は如何に。

二 兵庫県知事選挙での読売新聞の出口調査では、「どの情報を最も参考にしましたか」との問いに対して、「新聞やテレビ」が三十四%、「SNSや動画投稿サイト」が二十六%との回答であったところ、インターネット上での情報が選挙に大きな影響を与えていると考えられる。インターネット上の偽情報によって選挙結果が悪影響を受けるリスクがあるところ、選挙期間中であっても公職選挙法第二百三十五条第二項に規定される虚偽事項公表罪を適用し取締りを行う必要があると考えるが、政府の見解は如何に。

三 ルーマニア憲法裁判所はインターネットでの偽情報の拡散などロシアからの介入の可能性を踏まえて二〇二四年十一月二十四日に執行された大統領選挙の第一回投票の結果を無効とする判断を示した。外国勢力による偽情報の発信や情報プラットフォームのアルゴリズム操作は選挙結果に悪影響を与えうることから、我が国の選挙を公明かつ適正に行うためには更なる対策が必要と考えるが、政府の見解は如何に。
 右質問する。

内閣衆質二一六第六一〇号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出公職選挙法の虚偽事項公表罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出公職選挙法の虚偽事項公表罪に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「自ら入力した文字や画像だけでなく他人の投稿を拡散する行為(いわゆる、シェア、リポストなど)」が、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百三十五条第二項の虚偽事項の公表罪に該当するか否かについては、個別具体の事実即ち判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、いづれにせよ、同項の罪については、当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした場合に成立するものである。

二 について

御指摘の「選挙結果が悪影響を受ける」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県警察においては、御指摘の公職選挙法第二百三十五条第二項違反を含め、同法違反の取締りに当たり、個別具体の事実即ち法と証拠に基づき適切に対処しているものと承知している。

三 について

御指摘の「外国勢力」、「情報プラットフォームのアルゴリズム操作」及び「選挙結果に悪影響を与えうる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、選挙における「偽情報の発信」への対策については、令和五年四月三日の参議院決算委員会において、松野内閣官房長官(当時)が「民主主義の根幹を成す選挙においては、有

権者の自由な意思による公正な選挙が確保されることが重要と考えます。このため、現行制度においては、外国による偽情報も含め、公職選挙法の虚偽事項公表罪や刑法の名誉毀損罪など、罰則による対策を講じているところであり、偽情報による選挙干渉に対しては、偽情報の動向を早期に把握し、必要に応じ周知や注意喚起を行うことが基本であり、偽情報の内容等に応じて関係機関が連携して対応することにより、選挙の公正の確保に取り組みでまいりたいと考えています。」と述べたとおりである。

令和六年十二月十三日提出
質 問 第 六 二 二 号

インターネットショッピングにおけるダークパターン問題に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

インターネットショッピングにおけるダークパターン問題に関する質問主意書

インターネットを通じて行われる買物において、定期購入の商品やサービスを一回限りのように見せかけるなど消費者を錯覚させて過剰な購入を促すいわゆるダークパターンが野放しになってしまっている。諸外国(ヨーロッパ諸国、米国、韓国など)では規制強化に取り組んでいるが、日本では法整備等の対策はほとんど行われていないところ、以下、質問する。
一 対策の必要性について、政府はどのように考えているか。
二 消費者に錯覚させるような販売表示を規制する必要があると考えるが、政府の見解は如何に。

三 事後的に損害賠償で消費者を救済することができる仕組みを整備すべきと考えるが、政府の見解は如何に。
右質問する。

内閣衆質二二六第六二号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出インターネットショッピングにおけるダークパターン問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出インターネットショッピングにおけるダークパターン問題

に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、御指摘の「消費者を錯覚させて過剰な購入を促すいわゆるダークパターン」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年六月十四日の参議院消費者問題に関する特別委員会において、藤本消費者庁政策立案総括審議官が「ダークパターンとは、一般的に、消費者が気付かない間に不利な判断意思決定をしようとする誘導する仕組みが組み込まれたウェブデザインなどを指すものと承知しております。(中略)令和三年に特定商取引法を改正しまして、インターネット上の詐欺的な定期購入商法対策として、最終確認画面における誤認表示の禁止規定や取消し権を創設したところであり、消費者庁といたしましては、引き続き、OECDにおける議論等を通じまして国際的な動向の把握に努めるとも

に、消費者への周知を行い、現行の法律で規制し得るものについては厳正に対処してまいりたいと考えております。」と答弁しているとおりである。
三について

お尋ねの「事後的に損害賠償で消費者を救済することができる仕組みを整備すべき」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、通信販売における契約の申込みの意思表示の取消しについては、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)において、同法第十二条の六第一項に規定する特定申込みをした者は、販売業者又は役務提供事業者が当該特定申込みを受けるに際し、同法第十五条の四第一項各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定申込みの意思表示をしたときは、これを取り消すことができることとされている。

令和六年十二月十三日提出
質 問 第 六 三 三 号

エポラウイルス等を扱うバイオセーフティレベル4施設の指定及び移転先に関する質問主意書

提出者 牧 義夫

エポラウイルス等を扱うバイオセーフティレベル4施設の指定及び移転先に関する質問主意書

問主意書

国立大学法人長崎大学(以下「長崎大学」という。)が実際のウイルスを用いた感染症の研究やワクチンの開発等を行うために稼働を目指す、エポ

ラウイルスなどの病原性の高い病原体を安全に取り扱うことのできるバイオセーフティレベル4(BSL-4)施設について、厚生労働省は同施設が必要な条件を満たす「台格」の判断を行ったと報道されている。また、長崎大学がエポラウイルスなどを所持するために必要な特定一種病原体等所持者としての指定をして問題ない旨が確認されたとして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)を改正し、同大学を特定一種病原体等所持者として指定するための手続が進められていると承知している。

一方、国立感染症研究所村山庁舎(以下「村山庁舎」という。)に設置されているBSL-4施設について、施設の老朽化に伴う移転先の検討が行われている。厚生労働省は、「国立感染症研究所BSL-4施設の今後に関する検討会報告書」(令和二年十二月十一日)において、移転する場合の立地条件等に関して「厚生労働本省と近距離であることが必要」とし、また、「ワクチンや治療法の開発などの基盤・応用研究が可能である規模を有する施設であることが求められる」としている。このため、BSL-4施設が市街地に移転され、そこで病原性の高い病原体を用いた研究等が行われる可能性もある。

しかしながら、病原性の高い病原体を扱うBSL-4施設では、作業者が病原体に曝露された場合や、実験動物の逸走に伴い、病原体が施設外に流出するおそれがある。

また、長崎大学のBSL-4施設の設置計画に対しては、反対する地元住民が、国に対して、BSL-4施設の指定の差止めを求める訴訟を起こしている。加えて、村山庁舎のBSL-4施設が

昭和五十六年に完成した際には、当時の厚生省が武蔵村山市に対して十分な説明を行わなかったことから、同市議会において「国立予防衛生研究所村山分室内高度安全実験室の実験開始差し止めに関する請願」が採択された等の経緯もあった。

これらのことを踏まえ、BSL-4施設の設定や移転に当たっては、地元住民の十分な理解を得ることが必須であると考え、次の事項について質問する。

一 我が国において、そもそもエボラウイルス等の病原性が高い病原体を用いた研究やワクチン開発を行う必要性があるのか。政府の見解を問う。

二 村山庁舎のBSL-4施設の移転先について、福岡厚生労働大臣は、令和六年十月二十五日の記者会見で、村山庁舎の移転に関する行政文書開示請求に関し、「移転先の検討に関する開示請求であり、そこらは移転先候補に関する内容も含まれ、今後の検討に支障を及ぼすため、一部不開示とさせていただいている」と発言したと承知をしている。

BSL-4施設の移転先候補に関する検討の内容や具体的な候補地について、国民の知る権利、移転先の地域住民の理解、国民主権との観点から公開の必要があると考えるが、政府の見解を問う。

三 BSL-4施設の指定や移転先については、作業者が病原体に曝露された場合等の病原体流出のおそれや地域住民の不安解消の観点から、市街地から相当の距離を確保する必要があると考えるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二二六第六三号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員牧義夫君提出エボラウイルス等を扱うバイオセーフティレベル4施設の設定及び移転先に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員牧義夫君提出エボラウイルス等を扱うバイオセーフティレベル4施設の設定及び移転先に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「必要性」については、関係府省庁、国立感染症研究所、関係地方公共団体及び感染症に係る研究の専門家から構成される「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」が平成二十九年二月十七日に取りまとめた「高度安全実験施設(BSL-4施設)を中核とした感染症研究拠点の形成について」(以下「取りまとめ」という。)において、「人の往来が盛んであるグローバル社会において、感染症は、限定的な地域での流行に留まらず、国内でのまん延、さらには国境を越えて国際社会全体への感染拡大が懸念されている。また、世界各地における森林開発、気候変動等により、動物等を媒介した感染症への感染リスクも増大している。」及び「国内におけるBSL-4施設を活用した基礎研究及び人材育成の必要性が我が国の研究者の間で認識されている」としているところであり、また、関係地方公共団体及び感染症等に係る研究等の専門家から構成される「国立感染症研究所BSL-4施設

の今後に関する検討会」が令和二年十二月十一日に取りまとめた「国立感染症研究所BSL-4施設の今後に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。)において、「世界における人、モノの往来が活発となった現在、一種病原体の国内への侵入と、これによる感染症はいつでも発生する危険性がある。また、バイオテロ病原体として一種病原体が使用される危険性もある。このような状況の中で、BSL-4施設は、(一)感染症発生時の検査診断による健康危機管理への対応(検査法の開発、疑似患者の検査実施、確定患者の随時検査、接触者等に対する病原体疫学調査、患者の退院の可否に係わる検査等)、(二)感染症対策に必要な病原体等に関する科学情報を実験等により収集分析(基礎研究)、(三)感染症の診断、治療、予防に係わる具体的な技術の研究開発(応用研究(中略)の目的から設置は必須である)及び「新たな病原体の検査診断法の開発や精度の向上等検査診断に関連する研究、ワクチンや治療法の開発などの基盤・応用研究が可能である規模を有する施設であることが求められる」とされていると承知しており、政府としても同様に考えている。

二について

お尋ねの「検討の内容や具体的な候補地」については、「公開」することで、今後の議論や検討に支障を来すおそれなどがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第五号に掲げる不開示情報に該当するものと考えられるため、現時点で「公開」することは差し控えたい。

三について

お尋ねの「指定や移転」に当たっては、取りまとめにおいて、「立地については、世界最高水準の安全性の確保を目指した施設の管理運営を円滑に行うとともに、大学等の研究機関や感染症指定医療機関が近くに存在すること、安定的なインフラが存在すること、及び警察・消防との連携を含めたセキュリティサービスが充実していることが必要である」としているところであり、また、報告書においては、「厚生労働本省と近距離であることが必要である」、「特定感染症病床を有し、一類感染症(感染症法第六条第二項)を診療する機会が多いと考えられる国立国際医療研究センターと病原体の確定診断を行うBSL-4施設との距離が現行よりも遠距離にならないようにすることが望ましい」等とされていることなどを踏まえ、政府としては、御指摘のように「市街地から相当の距離を確保する必要がある」か否かについては慎重に検討すべきと考えている。いずれにせよ、「指定や移転」の検討に当たっては、御指摘の「病原体流出のおそれや地域住民の不安解消の観点」も踏まえながら、取りまとめにおいて、「BSL-4施設については、WHO指針及び主要国の規則等を参考にしながら、感染症法等に基づき、万全の安全対策を講じることが必要である」とし、また、「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略」(令和五年四月七日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議)において、「BSL-4施設に関する地域とのコミュニケーション」について、国立感染症研究所が推

進している研究活動の積極的な公開をモデルとして、BSL4施設のセーフティ・セキュリティの報告や村山庁舎のアウトリーチ活動に加えて、BSL4施設に係る事業成果等を積極的に発信することにより、BSL4施設運営の透明化を図っていく等としているところ、これらに基づき適切に対応することとしている。

令和六年十二月十三日提出
質問 第六四号

書
いわゆる「百三万円の壁」に関する再質問主意

提出者 緒方林太郎

書
いわゆる「百三万円の壁」に関する再質問主意

私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一六第四五号)の「二について」において、いわゆる「百三万円の壁」の一つとして「本人の給与収入が百三万円を超えると税負担が生ずるため当該本人が就業調整を行う誘因となること」との記載がある。

- 一 右を踏まえ、再質問する。
 - 一 何故、そのような誘因が働くのか。
 - 二 そのような誘因は現時点で解消されているのか。
 - 三 そのような誘因は解消されるべきものなのか。
- 右質問する。

内閣衆質二一六第六四号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

令和六年十二月二十四日 衆議院会議録第十号(一)

衆議院議員緒方林太郎君提出いわゆる「百三万円」の壁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出いわゆる「百三万円」の壁に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

令和四年十一月二十五日に厚生労働省が公表した「令和三年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」では、就業調整を行っているパートタイム労働者の四十六・一パーセントが、就業調整を行う理由として「自分の所得税の非課税限度額(百三万円)を超えると税金を払わなければならないから」と回答しているが、いずれにせよ、お尋ねの「誘因」が作用するか否かや、どのように作用するかについては、個々の事情により異なることから、お尋ねについて一概に申し上げることは困難である。なお、一般論として申し上げれば、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になる環境づくりは重要であると考えている。

令和六年十二月十三日提出
質問 第六五号

介護施設等に入所する高齢者や障がい者等におけるマイナ保険証の利用への配慮や従来の健康保険証の利用継続の必要性等に関する質問主意書

提出者 青山 大人

介護施設等に入所する高齢者や障がい者等

議長の報告

におけるマイナ保険証の利用への配慮や従来の健康保険証の利用継続の必要性等に関する質問主意書

医療のデジタル化を進めること自体は否定しないが、それを進める上で、誰一人取り残されないよう配慮が必要である。特に、医療機関を利用する機会が多い高齢者や障がい者等に対しては、医療を受ける権利を守るため、より一層の配慮が求められる。

そうした中、介護施設や福祉施設等(以下「介護施設等」という)では、入所者の健康保険証を預かり、管理しているところが多く、また、入所者は医療を受ける機会も多いとされる。そのため、マイナンバーカード健康保険証(以下「マイナ保険証」という)を基本とする仕組みの下では介護施設等がマイナンバーカードを預かることになり、その管理に不安を抱く介護施設等もある。マイナ保険証を利用する際の暗証番号の管理についても同様である。

介護施設等におけるマイナンバーカードの管理等については、デジタル庁・総務省・厚生労働省が、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成し、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管すること、出入し入れた日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくこと等の管理方法を示していることは承知している。

しかしながら、介護施設等の現場からは、入所者が夜間に緊急で受診する場合もあるため、管理を行う者を定めることなどは現実的ではないとの

指摘や、そもそも入所者からマイナンバーカードを預かること自体が負担であるといった指摘がある。こうした指摘が出てくることから、マイナ保険証ではなく資格確認書で対応するケースが現場では一定数生じると思われる一方、マイナ保険証を保有していない者に交付される資格確認書は有効期限が最大五年であり、五年経過後も資格確認書制度が存続するのか、先行きが見えない状況にある。

そこで質問する。

- 一 介護施設等におけるマイナンバーカードの管理の留意点等をマニュアル等で示すに当たっては、介護施設等の現場の実態を確認した上で、実態に即した、職員等にとってより負担の少ない方法を示していくことが必要と考えられるが、政府の見解を伺う。併せて、マニュアル等の作成以外に何らかの対策を講じているのであれば、その取組状況を明らかにされたい。
- 二 介護施設等におけるマイナンバーカードの管理にあたる職員等の負担を軽減するため、介護施設等の入所者等に対しては従来の健康保険証の制度を存続させることや発行済みの健康保険証の有効期間の延長を認める等、柔軟な運用が行えるよう制度を見直すべきと考えられるが、政府の見解を伺う。
- 三 資格確認書制度は今後もマイナ保険証を利用しない場合の選択肢として存続するのか、一時的な制度なのか、政府の方針を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一六第六五号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員青山大人君提出介護施設等に入所する高齢者や障がい者等におけるマイナ保険証の利用への配慮や従来の健康保険証の利用継続の必要性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山大人君提出介護施設等に入所する高齢者や障がい者等におけるマイナ保険証の利用への配慮や従来の健康保険証の利用継続の必要性等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「管理の留意点等をマニュアル等で示す」及び「マニュアル等の作成以外」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねのような「方法を示していく」とは必要であると考えている。その上で、政府としては、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会専門家ワーキンググループ」において、介護施設等や支援団体等の関係団体から、御指摘の「現場」における個人番号カードの管理に際しての管理方法や暗証番号の取扱いについての懸念等の意見があったことなどを踏まえ、当該管理方法についての懸念に対しては、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」(令和五年八月七日付けデ国第五三二二号等デジタル庁国民向けサービスグループ参事官等通知別添一及び

同日付け総行マ第一〇五号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知別添一)を作成し、都道府県及び指定都市並びに係団体を通じて周知したところであり、加えて、当該暗証番号の取扱いについての懸念に対しては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令(令和五年デジタル庁令・総務省令第十七号)を制定するとともに、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を改訂し、「暗証番号の設定や管理に不安がある方等が安心してマイナンバーカードを取得し、利用できるよう」、「利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定する設定を行い、暗証番号の設定を不要とした」顔認証マイナンバーカードを導入したところである。さらに、これら以外のお尋ねの「対策」の「取組状況」については、「マイナンバーカードの更なる申請促進に向けた福祉施設・支援団体への出張申請受付等の積極的な実施について」(令和六年九月三十日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長等事務連絡)において、「福祉施設等において、マイナンバーカードの取得支援及びカードの管理を行う上で、有効と

考えられる対応について」として、「福祉施設等において、暗証番号の設定や管理に不安がある

との声を踏まえ、施設利用者や施設スタッフの方々が安心してカードを取得し、利用できるよう、顔認証マイナンバーカード・・・を導入している中での、御指摘の「現場の実態として市区町村から報告のあった「福祉施設・施設団体等から施設利用者の親族等へ顔認証マイナンバーカードのメリットについて積極的に周知を行った結果、申請促進に繋がった事例」等を紹介するなどにより、個人番号カードの管理に際しての対応について丁寧な周知してきたところである。

二について

政府としては、一についてでお答えしたとおり、御指摘の「職員等の負担」の「軽減」に取り組んでいるところであり、また、マイナ保険証(健康保険証として利用するための登録が行われた個人番号カードをいう。以下同じ。)は、「介護施設等の入所者等」を含め、本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあるため、その利用を促進していきたいと考えており、さらに、「介護施設等の入所者等」を含め、マイナ保険証を有していてもオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者又は被扶養者に対しては、申請により資格確認書を交付することとするなど、全ての方が保険医療機関又は保険薬局から安心して療養の給付を受けることができる体制の整備に取り組んでいることから、御指摘のように「制度を見直すべき」とは考えていない。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

資格確認書の有効期限については、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第四十七条第二項等の規定により、保険者が交付の日から起算して五年を超えない範囲内において定めるものとされているが、資格確認書を交付する仕組み自体については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五十一条の三等において定められているところ、期限については定められていない。

令和六年十二月十三日提出 質問 第六六号

外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに関する質問主意書

我が国においては、国民皆保険制度の下、誰もが安心して医療を受けられる医療制度が実現され、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準が達成されてきた。その一方で、少子高齢化の進展、経済情勢の変化に対応し、今後とも医療保険制度の持続可能性を確保していかなければならない。

しかしながら、我が国の医療保険制度に関しては、永住資格のある外国人の国民健康保険料等の滞納率が一部の自治体で日本人の三ないし四倍に上る旨の報道(令和六年八月二十日付け産経新聞朝刊)、東京都豊島区における令和三年度の国民健康保険料の滞納率が外国人で三十九・三%で

あつた旨の報道(令和六年二月十日付け日本経済新聞朝刊)、無保険の外国人が別人の健康保険証を借りて受診したケースに関する厚生労働省政府参考人の答弁(第二百一十回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第十一号、令和五年五月十九日)など真面目に保険料・保険税を支払っている被保険者の感情を逆なでする状況が散見される。

我が国における医療保険制度の持続可能性を確保していくためには、医療費の適正化や効率化も重要であるが、外国人からの確実な保険料徴収や、不正受給の防止、さらには外国人の医療保険制度の在り方の検討も避けて通れない問題であると考ええる。

こうした観点から、次の事項について質問する。

一 令和六年八月十七日付け日本経済新聞朝刊においては、厚生労働省は、日本に暮らす外国人をめぐり、年金や医療などの保険料の納付実態を把握する初めての調査を計画しており、今後、どのような方法で現状を把握できるかを検討して、調査の進め方の詳細を詰める旨が報じられている。当該調査を早急に実施すべきと考えるが、調査の方法、実施時期及び進め方についての検討状況並びに進捗状況をお示し願いたい。

二 厚生労働省は、今後の政策立案に当たり、前記一に係る調査により得られた外国人による年金や医療などの保険料の納付実態に係る調査結果をどのように活用するのか。当該調査結果の活用に向けた今後の方針をお示し願いたい。

三 日本保守党は、その重点政策項目の一つであ

令和六年十二月二十四日 衆議院会議録第十号(一)

議長の報告

る「移民政策の是正―国益を念頭に置いた政策へ」において、健康保険法改正(外国人の健康保険を別立てにする)を掲げている。この点に関し、外国人による保険料の滞納や、不正受給が横行することによる医療保険財政の毀損を防ぐため、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)をはじめとする医療保険制度に関する法律改正等を行い、当該法律等の対象となっている外国人については、対象から外した上で、それらの外国人を対象とした新たな医療保険制度を創設することを提言している。このような制度設計のメリット及びデメリットについて、政府の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二二六第六六号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹上裕子君提出外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「調査」については、令和六年五月十

五日の衆議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣(当時)が「どのようなデータを把握すべきか」という点については、その目的、さらに、調査にかかる自治体の負担などに配慮もしながら、法務省とも連携をして、こうした調査の在り方について丁寧に検討していくことが必要だと私は考えます。」と答弁したとおりであり、現在、厚生労働省を中心に地方自治体等と調整を行いながら、「調査」に向けて必要な検討を行っているところであるが、お尋ねの「検討状況並びに進捗状況」及び「今後の方針」については、現時点で具体的にお答えする段階にはない。

三について
医療保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念等に基づき、国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきであるという我が国の社会保険制度の基本的な考え方に照らし、外国人についても、適正な在留資格を有し、加入要件を満たしている場合には、原則として適用対象としているところであり、御指摘の「新たな医療保険制度を創設する」べきとは考えておらず、したがって、お尋ねの「制度設計」について、政府として具体的に検討していないことから、その「メリット及びデメリット」についてお答えすることは困難である。

官報

号外
国会会議録

令和六年十二月二十四日

○第二百十六回国 衆議院會議録 第十号(一)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 二十件

内

予算 三件 両院可決

法律案 九件 成立

国会の承諾を求めるの件 四件 本院閉会中審査

決算その他 四件

内

閉会中審査 三件

未了 一件

議員提出議案 二十五件

法律案 二十五件

内

成立 七件

本院閉会中審査 十六件

撤回 二件

重要動議 五件 可決

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 三件

参議院未了

本院において前国会から継続した議案等 五件

内

決算その他 三件 未了

議員提出法律案 二件 本院閉会中審査

請願 三百四十一件(三百四十一通) 未了

質問 百七件

令和六年十二月二十四日 衆議院會議録第十号(一)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果 議長長の報告

国家公務員等の任命について同意を求めるの件 六件 同意

○議長長の報告 (議決通知)

一、今二十四日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一八号)

二、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、衆法第二四号)

三、内閣の重要政策に関する件

四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

五、栄典及び公式制度に関する件

六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

七、国民生活の安定及び向上に関する件

八、警察に関する件

総務委員会

一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に

関する件

二、地方自治及び地方税財政に関する件

三、情報通信及び電波に関する件

四、郵政事業に関する件

五、消防に関する件

外務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び検察行政に関する件

三、国内治安に関する件

四、人権擁護に関する件

財務金融委員会

一、国際情勢に関する件

二、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第一号)

三、揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三号)

四、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四号)

五、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一七号)

六、財政に関する件

七、税制に関する件

八、関税に関する件

九、外国為替に関する件

一〇、たばこ事業及び塩事業に関する件

一一、印刷事業に関する件

一二、造幣事業に関する件

一三、金融に関する件

一四、証券取引に関する件

二五

文部科学委員会

一、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、衆法第二五号)

二、文部科学行政の基本施策に関する件

三、生涯学習に関する件

四、学校教育に関する件

五、科学技術及び学術の振興に関する件

六、科学技術の研究開発に関する件

七、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十五回国会衆法第二号)

二、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、衆法第一九号)

三、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外八名提出、衆法第二三三号)

四、厚生労働関係の基本施策に関する件

五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農林水産関係の基本施策に関する件

二、食料の安定供給に関する件

三、農林水産業の発展に関する件

四、農林漁業者の福祉に関する件

五、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギーに電気に係る賦課金の請求が行われないうようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、衆法第五号)

<p>二、経済産業の基本施策に関する件</p> <p>三、資源エネルギーに関する件</p> <p>四、特許に関する件</p> <p>五、中小企業に関する件</p> <p>六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件</p> <p>七、鉱業に係る土地利用の調整に関する件</p> <p>国土交通委員会</p> <p>一、国土交通行政の基本施策に関する件</p> <p>二、国土計画、土地及び水資源に関する件</p> <p>三、都市計画、建築及び地域整備に関する件</p> <p>四、河川、道路、港湾及び住宅に関する件</p> <p>五、陸運、海運、航空及び観光に関する件</p> <p>六、北海道開発に関する件</p> <p>七、気象及び海上保安に関する件</p> <p>環境委員会</p> <p>一、環境の基本施策に関する件</p> <p>二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件</p> <p>三、循環型社会の形成に関する件</p> <p>四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件</p> <p>五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件</p> <p>六、原子力の規制に関する件</p> <p>七、公害紛争の処理に関する件</p> <p>安全保障委員会</p> <p>一、国の安全保障に関する件</p> <p>予算委員会</p> <p>一、予算の実施状況に関する件</p> <p>決算行政監視委員会</p> <p>一、令和五年度一般会計歳入歳出決算</p> <p>令和五年度特別会計歳入歳出決算</p> <p>令和五年度国税収納金整理資金受払計算書</p> <p>令和五年度政府関係機関決算書</p> <p>二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>四、令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>五、令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>六、令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)</p> <p>七、令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)</p> <p>八、歳入歳出の実況に関する件</p> <p>九、国有財産の増減及び現況に関する件</p> <p>一〇、政府関係機関の経理に関する件</p> <p>一一、国が資本金を出資している法人の会計に関する件</p> <p>一二、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件</p> <p>一三、行政監視に関する件</p> <p>議院運営委員会</p> <p>一、国会法等改正に関する件</p> <p>二、議長よりの諮問事項</p> <p>三、その他議院運営委員会の所管に属する事項</p> <p>東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会</p> <p>一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、衆法第二二号)</p> <p>二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件</p>	<p>政治改革に関する特別委員会</p> <p>一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、衆法第九号)</p> <p>二、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外九名提出、衆法第一〇号)</p> <p>三、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、衆法第一二号)</p> <p>四、政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、衆法第一三号)</p> <p>五、政治改革に関する件</p> <p>沖縄及び北方問題に関する特別委員会</p> <p>一、沖縄及び北方問題に関する件</p> <p>北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会</p> <p>一、北朝鮮による拉致問題等に関する件</p> <p>消費者問題に関する特別委員会</p> <p>一、消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、衆法第二一号)</p> <p>二、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件</p> <p>原子力問題調査特別委員会</p> <p>一、原子力問題に関する件</p> <p>地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会</p> <p>一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(森田俊和君外十二名提出、第二百十五回国会衆法第一号)</p> <p>二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件</p> <p>(通知書受領)</p> <p>一、今二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>政治資金規正法の一部を改正する法律</p> <p>政治資金規正法等の一部を改正する法律</p> <p>政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>一、今二十四日、関口参議院議長から額賀議長宛て、参議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。</p> <p>内閣委員会</p> <p>一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査</p> <p>総務委員会</p> <p>一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査</p> <p>法務委員会</p> <p>一、法務及び司法行政等に関する調査</p> <p>外交防衛委員会</p> <p>一、外交、防衛等に関する調査</p> <p>財政金融委員会</p> <p>一、財政及び金融等に関する調査</p> <p>文教科科学委員会</p> <p>一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査</p> <p>厚生労働委員会</p> <p>一、社会保障及び労働問題等に関する調査</p> <p>農林水産委員会</p> <p>一、農林水産に関する調査</p> <p>経済産業委員会</p> <p>一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査</p> <p>国土交通委員会</p> <p>一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査</p> <p>環境委員会</p> <p>一、環境及び公害問題に関する調査</p> <p>予算委員会</p> <p>一、予算の執行状況に関する調査</p>
---	--	---	---

決算委員会

- 一、令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書
- 二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

- 一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

- 一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

- 一、消費者問題に関する特別委員会

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会

- 一、外交・安全保障に関する調査
- 一、国民生活・経済及び地方に関する調査
- 一、国民生活・経済及び地方に関する調査
- 資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会
- 一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

(議案通知書受領)

- 一、今二十四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案

一、今二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

消防団の訓練施設導入・処遇改善等に関する質問主意書(緑川貴土君提出)及び答弁書

洋上風力発電に係る環境アセスメント制度改善等に関する質問主意書(緑川貴土君提出)及び答弁書

洋上風力発電事業への国内企業の参入課題、電源開発促進税の活用等に関する質問主意書(緑川貴土君提出)及び答弁書

建設業の人手不足等の諸課題への対応に関する質問主意書(緑川貴土君提出)及び答弁書

有機フッ素加工物がこどもの健康に及ぼす影響に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書

出産保険適用に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書

日本航空の運航乗務員による過剰飲酒を原因とする遅延に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

国鉄民営化に係る自民党の約束と東日本旅客鉄道のサービス改善に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

いわゆるオートコールによる選挙運動に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

浅尾慶一郎環境大臣による除去土壌の利用についての放射線審議会への諮問に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書

農業における高温被害及び害虫被害への対策に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)及び答弁書

公益通報者保護法第十一条第二項の不利益な取扱いの適用範囲に関する質問主意書(三木圭恵君提出)及び答弁書

仮放免された外国人の過酷な状況の改善、地域社会の軋轢への政府一丸となった対応、入管行政の透明化等に関する質問主意書(小山千帆君提出)及び答弁書

GX実行会議及び第七次エネルギー基本計画策定における石破内閣の基本姿勢に関する質問主意書(島田洋一君提出)及び答弁書

二〇二五年度基礎的財政収支黒字化目標達成に関する質問主意書(櫻井周君提出)及び答弁書

取調の際の弁護士との立会いに関する質問主意書(阿部祐美子君提出)及び答弁書

羽田空港離着運用における新ルートと従来ルートの処理能力に関する質問主意書(阿部祐美子君提出)及び答弁書

こどもまんなか社会の実現に向けた保育関係予算及び制度等に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

各省庁事業の執行率に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

南西諸島に配備された陸上自衛隊の部隊と米海兵隊新部隊に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

百三万円の壁及びガソリンの暫定税率に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

食料品にかかる消費税に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

いわゆる石破ショックと今後の税制・財政・金融政策に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

日米地位協定の改定に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

能登の二重災害の直後に強行された衆議院選挙の日程に関する質問主意書(宮川伸君提出)及び答弁書

クレジットカード及び決済代行会社の決済拒否に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)及び答弁書

河川整備関連事業における費用便益分析の位置付けに関する質問主意書(五十嵐えり君提出)及び答弁書

酒類製造業及び酒類卸売業者の概況に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)及び答弁書

石破茂政権と北朝鮮拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出)及び答弁書

弾道ミサイルの脅威に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

つながらない権利に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

量子コンピュータの発達によるハッキングリスクの脅威拡大の懸念に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

犬猫食禁止に係る法整備に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

「風邪」を五類感染症に含める省令改正に関する質問主意書(北野裕子君提出)及び答弁書

「風邪」を五類感染症に含める省令改正に関する質問主意書(北野裕子君提出)及び答弁書